

背景・目的

生物多様性条約第10回締約国会議で決議された「愛知目標」では、2020年（平成32年）までに、「侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御すること」等が掲げられ、各種法律の改正、計画の策定等を推進。

- 外来生物法の改正（H26年6月施行）**
 - ・ 特定外来生物の対象への交雑種の追加
 - ・ 輸入品等の検査、特定外来生物が付着している輸入品等の消毒命令 等
- 外来種被害防止行動計画（H27年3月）**
 - ・ 国、地方自治体など各主体の役割
 - ・ 対策の優先度の考え方 等
- 生態系被害防止外来種リスト（H27年3月）**
 - ・ 侵略的外来種の特定
- 海洋汚染防止法の改正（H26年6月公布、条約発効時施行）**
 - ・ バラスト水排出の規制、適切なリスクアセスメントこれら法律、計画等の確実な執行、適切な運用を進めていくことが必要。

事業目的・概要等

イメージ

我が国の生態系に悪影響を及ぼす外来種への対応



事業概要

- 特定外来生物等の選定及び調査等**
 - ・ 専門家による特定外来生物選定の会合
 - ・ 大量飼養されている外来種の段階的規制のあり方の検討
- 愛知目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討**
 - ・ 非意図的な導入対策にかかる調査・検討
 - ・ 早期発見体制の構築及び情報共有システムに関する検討
- 改正海洋汚染防止法の施行にかかる調査・検討**
 - ・ バラスト水に関するリスクアセスメント手法の検討

期待される効果

優先度を踏まえた
特定外来生物の指定と
計画的な規制等の実施

水際対策の強化など
による改正外来生物
法の効果的な運用等

我が国の生物多様性保全
愛知目標の達成

事業スキーム

